⑴　地方交付税の役割の発揮

地方交付税制度は、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する、財源調整(格差是正)機能も果たしている。地方交付税が有する財源保障機能と財源調整機能は、一体不可分なものでなければならない。

当面の政策課題に地方が対応していくためには、地方交付税の必要な総額を確保し、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を、十分発揮できるようにすることが不可欠である。

今後、地方分権が進展することとなれば、地方交付税制度は、特定の行政分野の財源となる国庫補助負担金制度に比べて、標準的な行政分野全般にわたる財源を確保し、地方自治を支える仕組みとして、一層重要さを増す。

⑵　地方債に対する関与のあり方

地方債については、平成18年度から協議制度が導入された。また、平成24年度からは、財政状況が一定水準の団体が民間資金債を発行する場合には、協議を不要として事前届出とする制度が導入された。いずれも、地方自治体の主体的・機動的な資金調達に貢献しているところである。

地方債に対する国の関与は、地方債の総量のマクロ経済との調整や、地方財政の健全性の確保、地方債全体の信用維持が主な目的である。国の関与は、これらの目的の達成のために必要な範囲にとどめるべきである。

今後、届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債についての市場の信認や、リスク・ウェイトがゼロという現行の位置づけが維持されるよう配慮しながら、必要な見直しを進めていくべきである。

⑶　国庫補助負担金の見直し

第一次分権改革を担った地方分権推進委員会の最終報告（平成13年６月）では、国庫補助負担金について、「真に必要なものに限定し、それ以外のものは廃止することを原則とした上で、引き続き当該事務事業の実施が必要な場合には、所要の財源を地方一般財源に振り替えていくべきである。」、「内容の改善として、包括交付金化、統合補助金の大幅拡充などについても広く検討すべきである。」という考え方が示された。その後、いわゆる三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減を含め、様々な取組みが行われてきた。地方分権を推進するためには、地方財源の充実を図るという、「量」の確保だけでなく、地方財源に対する国の関与を減らすという、「質」の改善が必要であるという認識に立ったものであり、その考え方は現在でも有効である。

経済成長、生活の安心などのために、今後、国庫補助負担金が増加することも考えられるが、その結果、国が地方に対する関与を強めることとなってはならない。地方分権推進委員会の最終報告の考え方を維持し、国庫補助負担金の見直しに取り組むべきである。

また、国庫補助負担金に係る地方自治体の超過負担については、すみやかに完全解消すべきである。特に超過負担が多額に上っている特定疾患治療研究事業については、所要の国費を確保し、超過負担を早期に完全解消する必要がある。

⑷　地方自治体の財政の健全化

地方財政は、近年、巨額の財源不足が続いており、極めて厳しい状況にある。歳出について不断の見直しを行い、経費全般について節減合理化に努めるとともに、地域経済の活性化等を通じて地方税収等を確保することにより、財源不足額を縮小していくことが重要である。

あわせて、それぞれの地方自治体は、地方分権の進展に伴い自己決定の範囲が広がる中、住民や議会のチェックの下で、より一層規律ある財政運営が行えるよう、十分な説明責任を果たすことが必要である。

こうしたことから、地方自治体は、地方公共団体財政健全化法により義務づけられた、健全化判断比率の作成・公表にとどまらず、住民に分かりやすい財務情報の提供に努めるべきである。具体的には、他の地方自治体との比較や、第三セクター・地方公社等による財政リスクの開示等に努めるべきである。また、当該財務情報については、予算編成の際の参考資料とするなど、財政運営への活用を一層図るべきである。

⑸　地方公営企業の新経営戦略の推進

事業の意義や必要性を踏まえ、廃止を含めての改革が要請されてきた地方公営企業、第三セクター等の抜本的改革の期限[7]が、平成25年度に到来する。各地方公営企業は、抜本的改革後においても、住民向けサービスの安定的な供給を確実にするため、その経営のあり方について不断の見直しを行っていく必要がある。

その際、厳しい地方財政の状況や人口の減少傾向、公営企業施設が大量更新期を迎えつつあること等に適切に対応し、将来にわたる持続可能な経営を実現させるとの視点が必要である。経営状況の把握・分析に有用と考えられる新地方公営企業会計基準[8]の活用により、それぞれの公営企業が、資産管理のあり方等を含む、新時代に対応した経営戦略を持つ必要がある。

第二　平成25年度の地方財政への対応

１　地方一般財源総額等の確保

⑴　「15ヶ月予算」における地方財源の確保

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年１月11日閣議決定）では、「『15ヶ月予算』の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、来年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。」とされた。

経済対策の実施にあたっては、地方自治体の協力が不可欠であり、財政状況が極めて厳しい中で、地方の負担については特に留意する必要がある。

このような観点から、平成24年度補正予算（第１号）に計上された「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」は、地方の負担に配慮した措置として評価に値する。今後も経済対策の実施にあたっては、地方自治体による円滑な執行が可能となるよう、適切な措置を講じるべきである。

地方財政が非常に厳しい中にあって、地方自治体は医療や介護などの社会保障関係費の自然増に対応するとともに、地域からの経済成長のための施策を含めた、必要な施策を確実に実施することが求められている。このため、平成25年度においては、地方自治体の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないよう確保することが必要である。

⑵　地方交付税の法定率の引上げ

国税５税の一定割合とされている地方交付税は、国税５税の法定率分が必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により、必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第６条の３第２項）。

近年、地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じ、平成８年度以降17年間連続で同条項に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げはなされていない。増加している臨時財政対策債の抑制のためにも、同法の定める本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げにより、地方の財源不足を解消し、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるべきである。

また、国税５税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを、国が代わって徴収しているもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税５税の法定率分を、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

⑶　地方公務員の給与のあり方

地方は、これまで国に先んじて独自の人員削減や給与削減を実施してきた。一方、国家公務員の給与については、東日本大震災への対処の必要性等のため、平成24年度及び25年度において、一定の削減措置が講じられている。このような中にあって、地方公務員の給与についても削減を求める意見がある。

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものである。この問題の取扱いについては、地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべきである。